

生活のことや経済的なことなど、お困りなことがありましたら、以下の相談窓口をご利用ください

相談窓口のご案内

相談内容	相談場所	電話	相談日時等
------	------	----	-------

● 思春期の悩み、不妊・不育に関する相談は

思春期特有のこころと体の変化について (電話相談)	保健所・保健センター こども保健課	39-9160	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
不妊・不育に関する相談			

● 妊娠・出産・子育てに関する相談は

妊娠・出産・子育てについて	保健所・保健センター こども保健課	39-9160	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 来所相談可
---------------	----------------------	---------	----------------------------------

● 子どもや若者に関する相談は

虐待・子育て・若者の自立相談	こども若者総合相談支援センター 「ココエール」	54-7830 こども専用ダイヤル 0800-200-7832 (県内無料)	毎週月～金曜日 午前9時～午後7時 毎週土・日曜日 午前9時～午後5時 電話相談 面接相談
----------------	----------------------------	---	---

● 日常生活の経済的な問題や悩み事、ひとり親家庭の相談は

日常生活の経済的な問題	市役所生活福祉課	51-2313	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 電話相談可
日常生活の悩みごと	豊橋市社会福祉協議会(総合福祉センター あいピア)	52-1111	毎週火曜日 午後1時～4時 電話相談可
	(つつじが丘地域福祉センター)	64-4510	毎週水曜日 // //
	(大清水地域福祉センター)	25-6141	毎週木曜日 // //
	(牟呂地域福祉センター)	31-8885	毎週金曜日 // //
ひとり親家庭等の相談・支援(就労支援、自立支援等)に関する事	市役所子育て支援課	51-2320	毎週月～金曜日 午前10時～午後4時 電話相談可

● 女性の悩みごとやDVの相談は

女性の悩みごと(電話)	男女共同参画センター「パルモ」 (ライフポートとよはし内)	33-2822	毎月第2、第4金曜日 午後1時30分～3時40分(予約制) 詳細は広報とよはしに随時掲載
女性自身やその家族の法律に関する相談			奇数月第3金曜日 午後1時30分～3時30分(予約制) 詳細は広報とよはしに随時掲載
DVに関する事	豊橋市DV相談窓口	33-9980	DV電話相談: 毎週月～金曜日 午前9時～午後3時DV面接 相談(要予約): 毎週火・水・木曜日 午前9時30分～午後3時30分* 祝日を除く (予約受付時間は、上記DV電話相談と同じ)

● 福祉全般や成年後見制度の相談は

福祉関係の一般相談	豊橋市社会福祉協議会(総合福祉センターあいピア内)	54-0294	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 電話相談可
成年後見制度に関する相談	豊橋市社会福祉協議会成年後見支援センター(総合福祉センターあいピア内)	57-6800	//

● 外国人の方の相談は

(外国人)市政全般・日常生活で生じる問題など	市役所多文化共生・国際課	54-8205 51-2067	・ポルトガル語 毎週月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時・英語 毎週月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～5時 ・タガログ語 毎週月曜日 午前9時～正午、午後1時～3時 毎週火・水曜日 午前10時～正午、午後1時～4時 毎週木・金曜日 午後1時～午後4時 いずれも電話相談可
(外国人)日常生活などの身近な相談	豊橋市国際交流協会	080-3635-0783 (ポルトガル語) 090-1860-0783 (英語、タガログ語、中国語ほか)	相談委員による母語対応(来会、電話可) ・ポルトガル語: 午前10時～午後5時 ・英語、タガログ語、中国語: 午前9時～午後5時 ・その他の言語及び相談員の不在時は、音声通訳機または電話通訳を介した相談可

● 生活資金の相談は

暮らしの生活資金問題	豊橋市社会福祉協議会(総合福祉センターあいピア内)	54-0294	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 電話相談可
------------	---------------------------	---------	----------------------------------

● 福祉関係の仕事などの相談は

福祉の仕事や資格についての相談	豊橋市社会福祉協議会(総合福祉センターあいピア内)	52-1111	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 電話相談可
-----------------	---------------------------	---------	----------------------------------

相談日時等について

※公共機関・施設の閉庁日にあたる12月29日～翌年1月3日は該当しません。
※相談日が祝日と重なった場合は、各相談を主催する機関へお問い合わせください。
※相談を主催する機関の都合により、変更になる場合がありますのでご了承ください。